

社会医療法人仁寿会加藤病院における院内感染対策のための指針

加藤病院(以下「病院」という。)は、患者様及び職員に安全で快適な医療環境を提供する必要から、感染予防と感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を定めた。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策とは院内という特殊環境、すなわち様々な疾病が集中し、集団生活が営まれている状況において発生する感染症に対する予防活動である。適切な予防活動を行い、院内感染を防止することは医療介護サービス提供者の使命である。

2. 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

- ・ 病院組織において院内感染対策を所掌する機関として、総合医療支援委員会に院内感染対策部会を設置する。
- ・ 同部会は質の高い医療サービスを包括的に行うために、他の部会(栄養支援部会 褥瘡対策部会、リハビリカンファレンス)と情報共有できるように、総合医療支援委員会の一部会とする。
- ・ 同部会は院内横断的な部署からの構成員で組織する(平成 15 年 12 月 設置)。
- ・ 毎月1回定期的に会議を開催して院内感染予防対策の策定と推進を行う。緊急時は、臨時に同部会を開催する。
- ・ 同部会が策定した感染対策を実施するため、感染制御室および感染制御チーム(ICT)を組織し、感染対策の実務を担当する。
- ・ 感染対策の円滑な実施運用のために、看護部医療安全委員会と連携して対策を行う。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

診療部門、看護部門等、に限定せず、すべての医療従事者に対して教育と訓練を行う。外部委託部門(清掃、洗濯、給食、廃棄物) 学生、ボランティア も対象に含む。

- 1) 院内において、院内感染に関する知識・技能習得のため研修会を年2回行うほか、必要に応じて行う。
- 2) 外部の研修会へ医療従事者を、定期的かつ積極的に参加させる。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及び、まん延の防止を図るため、病院における感染症の発生状況を、週1回毎に「感染情報レポート」として病院電子掲示板(サイボウズ)に掲載して病院従業員に周知するほか、必要な場合は電話による直接連絡および、紙面情報として病院従業員に周知し、リアルタイムな情報の共有に努める。また国立感染症研究所情報及び島根県感染症情報をPDF化しサイボウズに掲載する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、次の対応を行い、かつ届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症法に準じて行政機関へ報告する。

なお、感染症患者とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)に規定されている対象疾患や院内感染の恐れがあると判断されるものすべてをいう

感染症が発生した場合は

- 1) 患者様の治療を最優先する
- 2) 感染症の拡大を防ぐ
情報の共有化、及び具体的な対策を実行する
- 3) 監督官庁に適切に報告を行うとともに、その他専門機関と協力して感染制御を行う

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者様等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や法人ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努める。

7. 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備して、仁寿会職員への周知徹底を図る。また、このマニュアルの定期的な見直しを行う。